

# 使用承諾による道営住宅の敷地内自動車 保管場所事務取扱要領

## 第1 趣旨

この要領は、道営住宅入居者への住宅敷地内自動車保管場所使用承諾証明（以下「車庫証明」という。）書発行事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## 第2 自動車保管場所使用承諾

- 1 道営住宅の敷地については、入居者の共用地として防災衛生及び美観上の見地から確保されているものであり、個人が占有することとなる自動車の保管場所としての使用は、次の各号に掲げるすべての事項に該当する場合を除き承諾してはならない。
  - (1) 住宅の敷地を共用するすべての人の承諾を得たものであること。
  - (2) 保管場所敷地を確保するため既存の工作物の移転、撤去及び地形の変更を伴うものでないこと。
  - (3) 南庭を使用する等住環境を損なうものでないこと。
  - (4) 道路及び敷地内通路を使用するものでないこと。
- 2 前項の承諾は入居者で組織する団体（以下「自治会という。」）に対して行うものとする。
- 3 自治会が敷地の一部を自動車保管場所として使用する承諾を受けようとするときは、次の各号に定める関係書類を総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）あて提出するものとする。
  - (1) 道営住宅団地内自動車保管場所使用承諾申請書（別記様式1）
  - (2) 道営住宅団地内自動車保管場所使用に関する誓約書（別記様式2）
  - (3) 自動車保管場所見取図及び配置図（別記様式3）
- 4 総合振興局長等は前項に基づく申請書を受理したときは、第1項に掲げる事項の審査及び団地の現状を調査し支障がないと認めるときは、必要な条件を付して承諾した旨自治会長あて通知するものとする。（別記様式4）
- 5 総合振興局長等は前項により承諾を通知したときは住棟ごとに自動車保管場所使用承諾証明整理簿（別表1）を作成し、第3項に定める書類と共に保管すること。

## 第3 車庫証明書の発行

- 1 入居者が車庫証明書の発行を受けようとするときは、総合振興局長等に対し次に掲げる書類に必要事項を記載し提出するものとする。
  - (1) 自動車保管場所使用承諾証明願（住宅管理人及び自治会において内容が適正である旨の証明がなされたもの）（別記様式5）
  - (2) 誓約書（別記様式6）
  - (3) 自動車保管場所使用承諾証明書（別記様式7）
  - (4) 見取図（別記様式8）
  - (5) 配置図（別記様式9）
- 2 前項の証明にあたっては次の各号のいずれかに該当する者又は自動車については証明書を交付してはならない。
  - (1) 家賃に滞納がある者
  - (2) 保管義務違反のある者
  - (3) 入居者、又は入居者台帳に記載されている同居者が所有又は使用する以外の自動車
  - (4) 営業用の自動車
  - (5) 原則として軽・小型乗用車又はライトバン以外の自動車
- 3 申請書の受理及び車庫証明書の交付  
総合振興局長等は、申請書を受理した場合においては、第2の保管場所使用承諾の内容と照合しかつ申請内容（家賃滞納状況等）を審査し、支障のないと認められるものについては、自動車保管場所使用承諾証明書（別記様式7）に押印し、見取図（別記様式8）及び配置図（別記様式9）とともに交付する。
- 4 車庫証明書の有効期間  
車庫証明書の有効期間は発行の日から2年間とする。ただし、その期間内においても車両検査のある場合はその検査の日、住宅を退去した場合においては退去の日においてそれぞれ無効とする。

## 第4 承諾の取消し

自動車保管場所の使用を承諾した団地において次の各号の一に該当する場合には使用承諾を取り消し、団地の所在地を管轄する警察署に対しその旨を通知することとする。

- (1) 自動車を保管するにあたり、近隣入居者への迷惑行為や団地内において悪質な自動車事故を起こした者がいる場合

- (2) 自動車を格納するための工作物を設置した場合
- (3) 団地内の通路その他の附帯施設を損傷し、速やかに原状に復さない場合
- (4) 保管場所を入居者以外の第三者の自動車の保管場所として使用させた場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、住宅管理上支障となる行為をした場合

#### 第5 車庫証明書発行事務の委託

- 1 車庫証明書発行について、市町村又は公共的団体に事務を委託したときは、その旨を該当団地が所在する地域を管轄する警察署ごとに委託者との連名により委託契約書（写し）及び道営住宅敷地内自動車保管場所使用状況表（別表2）に見取図及び配置図を添えて届け出ること。
- 2 前項の届出は、委託契約期間の更新時及び承諾団地の変更ごとに行うこと。
- 3 委託業務処理にあたっては、第3における「総合振興局長等」を「指定管理者」と読み替えるものとする。

#### 附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。